

## 欧州銀行監督 ドラロジエール報告から一元化まで

亜細亜大学  
太田 瑞希子

@第70回慶應EU研究会

### 「単一免許制度」

- EU域内に拠点を置く金融機関は、域内のある国で免許を取得すると他のEU諸国で追加的な免許取得なしに自由に営業展開・サービス提供できる

### 「母国監督主義」

- 金融機関の監督は、当該の金融機関に営業免許認可した国の監督当局が責任を負う  
⇒各国の監督当局による認可や監督の

「相互承認」

## EUにおける金融部門の統合

- 域内の資本移動の完全な自由化  
「資本移動自由化指令(第4次)」  
: 全形態での完全自由化
- 金融サービスの域内市場の実現  
「銀行指令、金融商品市場指令」  
⇒「**単一免許制度**」の確立

## EU域内市場における競争の激化

### M&A の大幅な増加&金融FDI

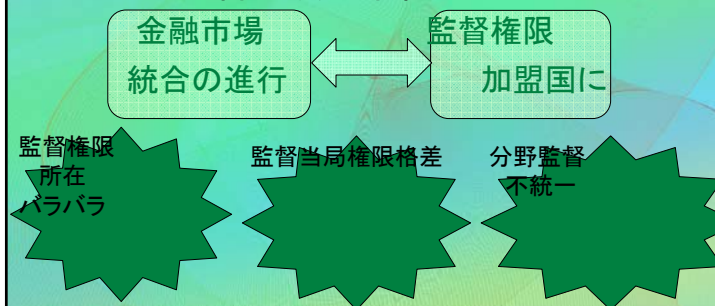
- 第1サイクル (80s後半~)  
• 周辺国や小国中心の比較的小規模な国内合併
- 第2サイクル (99前後):  
• コア諸国への波及(合併規模↑)  
• 「LCBG」の出現
- 第3サイクル (2006~)  
• 大銀行による大規模な域内クロスボーダーM&A、東方拡大

## EU15C.I.の東方進出: 受入側動機



## 危機前: EU金融監督の問題点

### 1) 金融監督権限の集約の遅れ



## 中・東欧諸国における外資C.I. シェア

	CY	CZ	EE	HU	LT	LV	MT	PL	SI	SK	Total
Number of foreign branches	2	9	1	0	3	1	2	1	1	3	23
Total assets (€ million)	408	7,610	537	0	555	405	4,753	693	205	3,034	18,200
% of total banking assets	2	10	9	0	9	5	27	1	1	13	6
Number of foreign subsidiaries	4	18	3	28	5	7	8	45	5	16	139
Total assets (€ million)	2,921	62,315	5,622	33,708	4,876	3,701	6,662	74,716	3,879	19,834	218,234
% of total banking assets	11	79	97	62	76	44	38	67	18	84	62
Foreign-owned bank assets <sup>1)</sup> as % of total banking assets	12	96	97	83	96	47	68	68	36	96	72
Number of top-5 foreign banks	1	5	4	4	5	2	4	4	1	5	34
Nationality of top-5 foreign banks		7 AT, 3 BE, 3 DE, 2 FI, 1 FR, 1 GR, 1 NL, 6 SE, 1 UK, 4 IT, 2 TK, 1 US									

出所: ECB

## 危機前: EU金融監督の問題点

### 2) 各国監督当局間の十分な協力枠組みの欠如

監督カレッジ等、あくまで自主的・任意的な協力枠組みのみ

### 3) 第3階層委員会の限定的役割

CEBS・CESR・CEIOPS

## ドラロジエール報告に基づく 監督制度改革

2009年2月25日 発表

- 金融危機の原因分析
- 政策・規制面の改善
- 金融監督制度の改善
- グローバルな金融規制改革、

等についての31の提言

(現行規制の弱点の改革、EU域内における規制の統一化、コーポレート・ガバナンス等)

## 銀行同盟の提案の背景



## 現行制度



出所: 太田(2010)

## 銀行同盟(Banking Union)

- ① 単一監督メカニズム (SSM)  
2014年秋～予定  
大手金融機関の監督をECBに一元化
- ② 単一破綻処理メカニズム (SRM)  
2013年7月 欧州委員会提案
- ③ 預金保険制度 (DGS)

.....。



## ① 単一監督制度 (SSM)

ECBが直接監督 (Supervisory Boardの創設)

- 資産€300億以上

or

- 資産がSSM参加国GDPの20%超  
(総資産 < €50億、を除く)

or

- 各国監督当局が重要と見なす銀行
- 各国の上位少なくとも3行

## SSMをめぐる論点②: 非ユーロエリア諸国の扱い

- 非ユーロエリア諸国
    - = 将来的にSSMに入ることを想定
    - × スウェーデン反対
    - バルト三国 (esp. ラトビア)
- ⇒ new draft decision の自国適用の拒否権保持  
@SSM法案

## SSMをめぐる論点①: 対象行

- 2012年6月 欧州委員会提案は5000行を対象

- ドイツ: 反対

↑ ↓  
フランス: 賛成

150行程度となるように  
調整

ECB: 約130前後と想定

## 非ユーロエリアとSSM

EU

- euro area
- Non-euroarea

SSM

- euro area
- Some of non-euroarea

euro area

\* ECBとSSM非参加国監督当局:  
早期警告の発信・緊急時の対応に関しMemorandumを交わす

### SSMをめぐる論点③ : ECBの独立性

- ECBの金融政策立案と監督の相互干渉への懸念

↓  
Governing Council と Supervisory Board  
スタッフ完全分離で対応

↑  
対策十分か???

### ドラロジエール報告の 事実上の一部撤回？

- D報告の提案の基本概念  
マクロ健全性監督とマイクロ健全性監督の分割監督体制を提案。  
⇒これ以前の議論は、マクロとマイクロの健全性監督を併せて1つの組織が担うことを前提とするものが多かった  
⇒マクロ健全性監督に関し、ECBが主導的役割を果たすことを明確に提言(マイクロに関しては、支持せず)。

### SSM

● ミクロ・マクロの両面からECBが健全性監督

● 要すればSSM参加国内の全C.I.に関与

● 現行制度との併存

現行制度[ESRB+ESAs]  
(EU28)

SSM  
(euro area 18+?)

???



### 背景) 銀行監督面から

EBAは各国監督当局から  
データ提供を受ける

ストレステストの実施 x2

2~3ヶ月後に金融機関の破綻  
(ex. DEXIA)

批判: EBAが直接の立入り  
検査権を持たない

ECBに権限付与

ECBがストレステスト実施!!

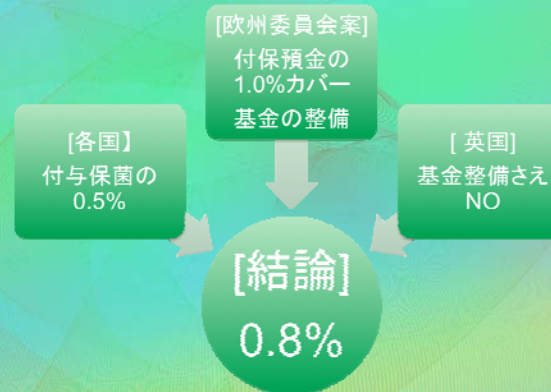
## 単一破綻処理メカニズム(SRM)

### 3つの論点=Bail-in Triangle

- ①裁量的除外の可否
- ②各国の破綻処理基金の規模の相違
- ③MREL: ベイルイン対象債券の最低額

↑  
最低限の調和>統一  
\* 監督分野(現行およびSSM)とは異なる

## Bail-in Triangle②



## Bail-in Triangle①

除外すると完全なbail-in できない=tax payers' money

EUの議論の大前提=税金投入No

付保預金は除外?

独・蘭・デンマーク・フィンランド: 除外範囲拡大に超反対

↓  
結論: 裁量的除外は最小限 & 個人とSMEの被付保預金にも適用

## Bail-in Triangle③

- 各国合意できず  
⇒各国裁量(各国当局)  
⇒EBAへの報告義務

## 預金保険制度(DGS)

- 1994年: 預金保護指令  
(Deposit Guarantee Scheme Directive)
- 2010年7月: 同指令改正。10万ユーロまで付保
- 予定は未定

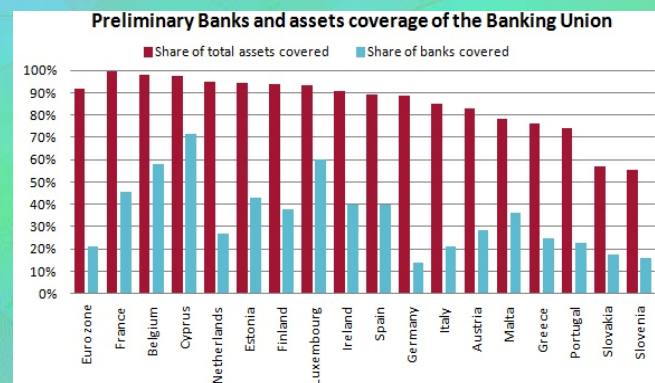


## 各国・地域の銀行構造改革

	リーカネン報告 (欧州)	ウィッカーズ報告 (英国)	銀行改革法 (ドイツ)	(参考) 銀行分離法 (フランス)	(参考) ポルカー ルール(英国)	
銀行持ち株会社による 銀行・投資業務子会社の保有	可	可	可	可	禁止	
自己勘定取引	自己勘定取引	分離	分離	分離	分離	禁止
	マーケット・ メイキング	分離	分離	可	可	可
	証券引受け	可	分離	可	可	可
ヘッジファンド 業務	出資	分離	分離	分離	分離	禁止
	プライム・ ブローカレッジ	分離	分離	分離	分離	可
高リスク業務	高頻度取引	可	可	分離	禁止	可
	農産品商品 デリバティブ	可	可	可	禁止	可

出所:高橋(2013)

## (参考)



出所:Bruegel